

訪問介護
重要事項説明書

この『重要事項説明書』は、介護保険法、厚生労働省令等に基づき、訪問介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

《目次》

- 1、事業者
- 2、事業所の概要
- 3、サービス内容
- 4、利用料金に関して
- 5、サービスの提供にあたっての留意事項
- 6、サービスの終了について
- 7、サービスの提供に関する相談、苦情について
- 8、個人情報の使用、管理・保護について
- 9、重要事項説明の確認・署名

1、事業者

法人種別 名称	医療法人 新生会	
代表者氏名	理事長 石井 忍	
法人本部所在地 連絡先	山口県岩国市麻里布町3丁目5番5号 電話番号 (0827) 30-0700 F A X (0827) 30-0702	
法人設立年月日	昭和33年7月7日	
法人の理念	<ol style="list-style-type: none"> 1. お客様・ご家族のご希望に沿った医療・介護を提供させていただきます 2. お客様を尊重し、人権を守ります。 3. 地域とのつながりを大切にしたいやさしいサービスをさせていただきます。 	
他の介護保険の 関連事業	<p>介護老人保健施設</p> <p>通所介護〔総合事業含む〕</p> <p>認知症対応型通所介護 〔介護予防含む〕</p> <p>通所リハビリテーション〔介護予防含む〕</p> <p>短期入所療養介護〔介護予防含む〕</p> <p>訪問看護</p> <p>居宅介護支援事業</p> <p>小規模多機能型居宅介護施設</p> <p>高齢者向けサービス付き住宅</p>	<p>桜の園</p> <p>さくらんぼ（麻里布、大竹、ケアクリニックのぞみ）</p> <p>いしいケア・クリニックわかば、山手倶楽部 さくらんぼ（坂上・平田・さかえ）</p> <p>桜の園、いしいケア・クリニック</p> <p>桜の園</p> <p>わかあゆ</p> <p>いしいケア・クリニック、新生会 さくらんぼ大竹</p> <p>スマイルさくら、さくら庵 さくらんぼはうす、ラ・スリーズ</p> <p>ザ・レジデンスデュオ</p>
他の介護保険 以外の事業	<p>いしい記念病院</p> <p>いしいケア・クリニック</p>	<p>内科・循環器内科・消化器内科・精神科 放射線科・リハビリテーション科 内科・心療内科・リハビリテーション科</p>

2、事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション さくらんぼ
所在地	〒740-0021 山口県岩国市室の木町1丁目1-50
連絡先	電話番号 (0827) 29-5360 FAX (0827) 29-5325
介護保険指定事業所番号	3570801955
管理者	土邊 斉

(2) 事業の目的及び運営方針

介護保険等の関係法令に従い、利用者に対し居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供します。当事業所の訪問介護員等は、要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護及び生活援助等のサービスを行います。

(3) サービス実施地域

旧岩国市内 和木町 大竹市 (離島は除く)

(4) 営業日及び営業時間

営業時間	訪問介護 6:00~22:00
営業日	月曜日から土曜日 (緊急時には24時間連絡可能)

(5) 事業所の職員体制

職種	配置人員	職務内容
管理者	常勤 1名	・事業所の従業員の管理及び業務の一元的管理 ・その他本事業の統括
サービス提供責任者 (訪問介護員兼務)	常勤 4名以上	・指定訪問介護の利用申請に係る調整 ・訪問介護員等に対する技術指導 ・訪問介護計画の作成及び指定訪問介護の提供
訪問介護員	常勤 4名以上 非常勤 6名以上	・指定訪問介護の提供 ・その他運営方針に基づく業務
事務員	非常勤 1名	・訪問介護の請求等必要な事務

3、サービス内容

訪問介護 介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	
食事介助	食事の介助を行います
入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います
移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います
生活援助	
買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います
調理	利用者の食事の用意を行います
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

4、利用料金に関して

(1) 訪問介護の利用料

(特定事業所加算Ⅱ 基本単位数×10%) + (特定事業所加算Ⅴ 基本単位数×3%)
 =基本単位数×13%を含む料金

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割)	利用者負担金 (基本利用料の2割)	利用者負担金 (基本利用料の3割)
身体介護	20分未満	1840円	184円	368円	552円
	20分以上30分未満	2760円	276円	552円	828円
	30分以上1時間未満	4370円	437円	874円	1311円
	1時間以上	6410円に 30分増すごとに 930円を加算	641円に 30分増すごとに 93円を加算	1282円に 30分増すごとに 186円を加算	1923円に 30分増すごとに 279円を加算
引き続き「生活援助」を算定する場合		25分増すごとに 740円を加算 (身体介護の所要 時間が20分以上の 場合に限る)	25分増すごとに 74円を加算 (身体介護の所要時間 が20分以上の場合に限 る)	25分増すごとに 148円を加算 (身体介護の所要 時間が20分以上の 場合に限る)	25分増すごとに 222円を加算 (身体介護の所要時間 が20分以上の場合に限 る)
生活援助	20分以上45分未満	2030円	203円	406円	609円
	45分以上	2490円	249円	498円	747円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	利用者 負担金 (1割)	利用者 負担金 (2割)	利用者 負担金 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携 加算Ⅰ	サービス提供責任者が訪問または通所リハビリ テーション事業所、またはリハビリテーションを 実施している医療提供施設の医師、理学療法士、 作業療法士または言語聴覚士（以下「医師等」） の助言に基づき生活機能の向上を目的とした訪 問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく 訪問介護を行う。初回の当該訪問介護が行われた 月に加算（1月につき）	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	利用者に対して、訪問または通所リハビリテー ション事業所、またはリハビリテーションを実施し ている医療提供施設の医師等が訪問または通所 リハビリテーション等の一環として利用者の居 宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行する 等により、医師等と利用者の身体の状況等の評価 を共同して行い、かつ生活機能向上を目的とした 訪問介護計画を作成した場合であって、医師等と 連携し訪問介護計画に基づく訪問介護を行う。初 回の訪問介護が行われた月以降3月の間、1月 につき加算する。（Ⅰ）を算定している場合は算定 しない。（1月につき）	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加 算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に サービスを提供した場合（1回につき）	1,000円	100円	200円	300円
夜間・早朝・深 夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～ 8時）にサービス提供する場合	上記基本部分の25%			
	深夜「22時～翌朝6時」にサービス提供 する場合	上記基本部分の50%			
特定事業所評価 加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合	基本単位数×10%			
特定事業所評価 加算Ⅴ	当該加算の算定要件を満たす場合	基本単位数×3%			
介護職員等処遇改 善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と 各種加算減算の合計の24.5%			

①「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

②介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【減算】

指定訪問介護事業所（指定予防訪問介護事業所）における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し指定訪問介護を行った場合 90%に相当する単位数を算定する

（2）サービス事業支給費の給付対象とならない利用者負担金

以下に掲げる金額やサービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額が自己負担となります。

1. 郵送に要する費用・・・郵送費 140円/回

（3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防訪問介護は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	1,000円（税別）

（注）利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です

（4）利用者負担金の支払い方法

- ① 利用料等の請求は利用月の翌月10日以降に請求書を発行致します。
- ② お支払方法は
 1. 事業所での現金払い
 2. 利用者又は利用者の家族等名義のご指定の口座からの自動引き落とし
 3. 指定口座への振込
- ③ お支払が確認できましたら領収書を発行致します。

5、サービス提供に当たっての留意事項

（1）ご利用者各位へのお願い

- ①利用者はあらかじめ決められたサービス以外の業務を、事業所に依頼することはできません。
- ②訪問介護サービスの実施に関する指示等は、事業所が行います。ただし、事業所は訪問介護サービスの実施にあたり、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとしてサービス提供します。
- ③訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で利用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- ④訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は禁止されていません。

- ・ 医師の許可を得ていない医療行為または医療補助行為
- ・ 利用者もしくは家族からの金銭及び物品等の授受
- ・ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・ 利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ・ 訪問介護員の車への同乗

(2) 事故発生時の対応について

- ① 事故発生、容体の変化等あった場合は、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員、市町村役場に連絡します。
- ② 事故発生時の状況把握、家内等の安全確認を行うとともに事故の原因を解明し、再発防止策を講じます。
- ③ 利用者の生命にかかる事態は安全を最優先に行動します。
- ④ 事故が発生した場合のために損害賠償保険に加入し万全の体制を整えています。

保険加入先：労働安定センター介護（東京海上日動火災保険）
 ※但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

(3) 緊急時における対応について

サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡するとともに、家族や利用者に係る居宅介護支援事業者の担当介護支援専門員に連絡します。

利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合においてのみ、計画に訪問する事になっていない身体介護中心型を緊急に行った場合は、1回につき緊急時訪問介護加算を徴収いたします。ただし、その他の緊急時の対応につきましては、介護保険の対象となりませんので、自費（当事業所規程の金額）の取り扱いとさせていただきます。

協力医療機関	担当科目	電話番号
いしい記念病院	内科・循環器科・消化器科・精神科・放射線科 神経科・心療内科・リハビリテーション科	(0827)41-0114
いしいケア・クリニック	内科・心療内科・リハビリテーション科	(0827)29-0114

(4) 非常災害対策について

事業者は、消防法を遵守した上で、非常災害対策として次に掲げる事項を行います。

- ① 事業所に防火管理者を置き、防災計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- ② 消火器・非常口等の避難設備及び非常ベル等の警報設備を常に整備します。
- ③ 所轄消防機関や地域住民との連携を密にし、避難・救出及び消火に関する訓練を年1回以上実施します。
- ④ 業時間中に災害が発生した場合には、利用者の安全確保を図り、事業所より避難する必要がある時は、岩国市の定める避難場所へ誘導することとします。

(5) 身体拘束について

ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又はその他利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、記録を記載するなど必要な手続きにより、身体を拘束する場合があります。

(6) 衛生管理について

事業者は、衛生的な管理に努め、次に掲げるとおり衛生上必要な措置を講じます。

- ① 利用者に使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、常に衛生管理に十分留意します。
- ② 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(7) 虐待防止について

事業者は、ご利用者の人権擁護、虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。

責任者：(職名) 管理者	(氏名) 土邊 斉
--------------	-----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ④ 研修を通じて職員の人権意識の向上や知識、技術向上に努めます。
- ⑤ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに関係機関と連携を行います。
通報場所：地域包括支援センター
- ⑥ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、職員が人権擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(8) 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(9) 介護に直接携わる職員に対する認知症介護基礎研修を受講させるための対応について

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じます。

(10) ハラスメントの防止対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える

次に掲げる行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
4. サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること

② ハラスメントに関する相談・苦情等に対応する担当者を定め、従業者に周知徹底を図ります。

③ ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

④ 上記は、当該従業者、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等を対象とし、ハラスメントと判断された行為者に対して、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じ、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除等の措置を講じます。

(11) サービス提供の記録期間

訪問介護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了の日から5年間保存します。また、ご利用者もしくはご家族等の請求に基づいて閲覧することができ、その複写物を交付する事が出来ます。

6、サービスの終了について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします

①規定により事業者から契約解除の意思表示がなされ、利用者が合意したとき。

②次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき。

- 1、利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院されたとき。
- 2、利用者が要介護認定において、自立と判定されたとき。
- 3、利用者が死亡されたとき。

7、サービスの提供に関する相談、苦情について

サービスに関する相談や苦情については次の窓口にて対応いたします。

ヘルパーステーションさくらんぼ	電話番号 (0827) 29-5360 FAX 番号 (0827) 29-5325 苦情解決責任者：土邊 斉 苦情受付担当者：大下まゆみ 対応時間 午前8時から午後5時まで(月～土・祝祭日含む)
-----------------	--

担当者不在の場合でも、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当者に引き継ぎます。

(1) 苦情処理体制及び手順

- ① 直ちに担当者が利用者に連絡を取り、苦情についての内容確認を行います。
- ② 苦情処理について検討し、必要な場合には管理者を含め職員全体で検討会議を開催し、苦情の解決及びサービスの質の向上に向けた必要な改善を図ります。
- ③ 苦情処理について関係機関との連携を行います。
- ④ 苦情処理は原則として遅滞なく具体的な対応を行います。
- ⑤ 苦情処理結果について利用者に必ず確認を行います。
- ⑥ 苦情処理台帳を整備し、再発防止に役立てます。

(2) 公的機関での苦情受付窓口

岩国市福祉政策課 指導監査班	所在地 岩国市今津町1丁目14-51 電話番号 (0827) 29-5072 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談専用窓口	所在地 山口市朝田1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 対応時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
山口県長寿社会課	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国健康福祉センター 保健福祉総務室	所在地 岩国市三笠町1-1-1 電話番号 (0827) 29-1522 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
山口県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9-6 電話番号 (083) 924-2837 対応時間 午前8時半～午後5時(土・日・祝日を除く)
和木町役場	所在地 和木町和木1丁目1番1号 電話番号 (0827) 52-2196 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
大竹市役所 保険介護課 介護高齢者係	所在地 大竹市小方1丁目11-1 電話番号 (0827) 59-2144 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 広島市中区宝町4-23 電話番号 (083) 544-1155 対応時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

(3) 高齢者全般の相談受付機関

岩国第一地域包括支援センター (川下、愛宕)	所在地 岩国市牛野谷町2丁目12-38 電話番号 (0827)34-1577 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国第三地域包括支援センター (灘、通津、)	所在地 岩国市藤生町1丁目17-26 電話番号 (0827)34-1313 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国第四地域包括支援センター (周東)	所在地 岩国市周東町下久原2480-1 電話番号 (0827)35-6631 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国第五地域包括支援センター (錦、本郷)	所在地 岩国市錦町広瀬705 電話番号 (0827)71-0055 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
地域包括支援センター 地域支援班	所在地 岩国市今津町1丁目14-51 電話番号 (0827)29-2566 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国市地域包括支援センター (麻里布、東、装港、柱島、小瀬)	所在地 岩国市室の木町3丁目1-11 電話番号 (0827)24-3781 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国市地域包括支援センター (平田、北河内、南河内、岩国、藤河、御庄、 師木野)	所在地 岩国市室の木町3丁目1-11 電話番号 (0827)24-3700 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国市地域包括支援センター(周東) (玖珂)	所在地 岩国市周東町下久原743-1 電話番号 (0827)84-3615 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国市地域包括支援センター(由宇) (由宇)	所在地 岩国市由宇町中央1丁目10-11 電話番号 (0827)63-3113 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
岩国市地域包括支援センター(美川) (美川、美和)	所在地 岩国市美川町四馬神1057 電話番号 (0827)76-0231 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
和木町地域包括支援センター	所在地 和木町和木1丁目1-1 電話番号 (0827)52-2196 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
大竹市地域包括支援センター	所在地 大竹市西栄2丁目4-1 電話番号 (0827)53-1165 対応時間 午前8時半～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター	所在地 大竹市玖波5丁目2-1 電話番号 (0827)57-7461 対応時間 午前8時半～午後5時30分(土・日・祝日を除く)

8、第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施有無	実施なし
------------	------

10、重要事項説明の確認・署名

指定訪問介護の提供にあたり、以上の書面に基づき重要事項の説明を行いました。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
事業所の所在地	岩国市室の木町1丁目1-50
代表者氏名	理事長 石井 忍
事業所名	ヘルパーステーション さくらんぼ
管理者	土邊 斉
説明者氏名	

私は、以上の書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護についての提供内容に同意します。

利用者	住所	
	氏名	
利用者家族	住所	
	氏名	
	続柄	
代理人	住所	
	氏名	
	続柄	